「株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件」について

１．概要

「株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件」（平成 28 年５月財務省告示第 160 号）は、「株式会社国際協力銀行法施行令」（平成 23 年政令第 221 号）第９条第１項の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定めている。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）の施行に伴い、当該告示においても所要の改正を行った上で、「株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件」（令和８年９月内閣府・財務省告示第９号）として定める。

２．施行日

令和８年９月 18 日

（以上）